

豊島区子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱

平成17年4月20日
子ども家庭部長決定
制定 平成14年3月6日
全部改正 平成17年4月20日
改正 平成19年4月2日
改正 平成21年12月25日
改正 平成24年4月1日
改正 平成25年5月15日
改正 平成27年4月1日
改正 平成29年12月1日
改正 平成30年4月1日
改正 令和4年4月1日
改正 令和5年4月1日
改正 令和6年4月1日

(設置)

第1条 豊島区子ども家庭支援センターの基本的な活動内容及び運営方針を検討するため
豊島区子ども家庭支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の基本的な活動内容及び運営方針の検討に関すること。
- (2) 子ども家庭支援事業への参加・協力に関すること。
- (3) その他運営協議会が必要と認める事項。

(構成)

第3条 運営協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長等)

第4条 運営協議会に会長を置く。

- 2 会長は、子ども家庭部長の職にある者とし、運営協議会を統括する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、子ども家庭部長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の豊島区子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱の規定によりした処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第3条関係 豊島区子ども家庭支援センター運営協議会委員

機関・所属	職名	人員
豊島区民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	1名
豊島区民生委員児童委員協議会	主任児童委員	1名
豊島区青少年育成委員会	育成委員	1名
豊島区小学校PTA連合会	連合会役員	1名
豊島区町会連合会	町会連合会会長	1名
豊島区民社会福祉協議会	総務課長	1名
豊島区子ども家庭支援センター	専門相談員	1名
豊島区教育委員会	指導課長	1名
健康部	健康部長	1名
総務部	男女平等推進センター所長	1名
子ども家庭部	部長	1名
	子ども若者課長	1名
	子育て支援課長	1名
	児童相談課長	1名
	子ども家庭支援センター所長	1名
	保育課長	1名